

(議院運営委員会)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一四号) (衆議院提出)

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、令和四年六月に受ける期末手当等について特例を設けること。
- 二、この法律は、公布の日から施行すること。